

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	東京税関立川出張所横田旅具検査場（H30）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	西多摩郡瑞穂町むさし野3-12-1	
工事概要	敷地面積約2,012m ² 【庁舎】 構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階 建築面積：約300m ² 延べ面積：約500m ² 用途：庁舎 工事内容：屋上防水改修一式、外壁改修一式、屋根改修一式、内装改修一式、フェンス取外し・再取付、屋外排水設備改修一式、植栽移植一式、電気設備改設一式、機械設備改設一式	
担当事務所	甲武宮繕事務所	
公告日／期限日／開札日	H30. 7. 26 / H230. 8. 6 / H30. 8. 31	
工期	工事の始期から138日間（H30. 10. 1（工事着手期限））	
入札契約方式／落札方式	一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 D等級、C等級又はB等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成15年4月1日以降の期間に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）又は（イ）いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。ただし、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は除く。 （ア）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の外壁改修又は屋上防水改修を含む改修工事 （イ）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（躯体、外装、内装の全てを含む。）の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。 なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつ

	<p>ては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本発注工事に配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)又は(イ)いずれかに掲げる工事の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。ただし軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は除く。</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の外壁改修又は屋上防水改修を含む改修工事</p> <p>(イ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(躯体、外装、内装の全てを含む。)の新築又は増築工事</p> <p>また、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3) 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。</p>

「東京税関立川出張所横田旅具検査場 (H30) 建築改修その他工事」の概要 (参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、東京税関立川出張所横田旅具検査場（東京都西多摩郡瑞穂町むさし野3-12-1）において、経年劣化している外壁の改修、屋上防水の改修及び折板屋根の改修を行うとともに、これらの改修に伴う電気設備改修及び機械設備改修を併せて行うものです。

(1) 主な工事内容

- ・防水改修（R階既存塗膜防水（LAX 工法））
- ・外壁改修（ひび割れ部及び浮き部の補修、外壁仕上げの塗り替え）
- ・屋根改修（折板屋根の塗り替え（DP））
- ・内装改修（漏水箇所の天井仕上材の張り替え）
- ・工作物（フェンスの取外し・再取付）
- ・屋外排水設備改修（排水柵の新設）
- ・造園（樹木の伐採・伐根）
- ・上記改修に係る電気設備改修及び機械設備改修

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・来庁者、通行者の安全を確保するため、交通誘導員の人員を計上しています。現場説明書説明事項その2-「交通誘導警備員」を参照してください。
- ・既存外壁仕上材にアスベストが含有していますが、集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法により養生はレベル3相当にて施工が可能です。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、K-01 図を参照してください。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次の URL よりダウンロードすることができます。 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

(4) 余裕期間の設定

本工事は、余裕期間を設定しています。

受注者は、発注者が示した工事着手期限（本工事では、平成30年10月1日とする。）までの間で、工事の始期を任意に設定することができます。

工事の始期前の余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。また、その期間、現場代理人の常駐義務はありません。

なお、この余裕期間内は、工事に着手すること、資材の搬入、仮設物の設置等を行うことができません。

(5) 入札時積算数量活用方式の適用

本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

(6) 週休2日促進工事の試行

週休2日工事（現場閉所）の実施に伴う労務費の補正等の試行を実施します。なお、本工事は、受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

(7) 共通費

共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、「公共建築工事共通費積算基準」を用いて算出しています。なお、電気設備工事及び機械設備工事については「公共建築工事積算基準等資料」P4第3編共通費 第1章共通事項「3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定」としています。

国土交通省ホームページからダウンロード可能(下記アドレス)

- ・「公共建築工事共通費積算基準」(参考)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_touituki_jyun_kyoutuuhi_sekisan.htm

- ・「公共建築工事積算基準等資料」(参考)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm